

(別記)

スマート農業機械等の補助

第1 事業実施主体

農業者，農業法人，農業生産組織，農業団体等とする。ただし，原則として県内に在住する農業者，その組織及び県内に本店を有する農業法人であること。

第2 対象経費，交付率及び交付額の上限

事業実施主体が農作業の省力化等を図るため，県で整備した RTK 基地局を利用するスマート農業関連機械等の導入に要する経費に対して，次のとおり交付する。

(1) 対象とする事業タイプ

県が整備する RTK 基地局を利用できるスマート農業機械等の導入補助

ア 自動操舵システム等 (RTK 基地局利用のための部品 (パラニ) やバージョンアップ等の経費を含む)

イ トラクター，田植機，コンバイン，マルチローター (ドローン) [自動操舵，自律飛行機能付き]

ウ その他の県が認めるスマート農業関連機械・設備

(2) 補助率は，3分の2以内とし，補助上限は，150万円とする。

(3) 中古の機械等を導入する場合は，耐用年数が2年以上残っていること。

(4) 農業用機械等のリース導入する場合，以下の要件を満たすものとする。

ア 農業用機械等のリース期間は，法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額 (以下「リース料助成額」という。) の上限は，次の算式によるものとする。

「リース料助成額」=「リース物件購入価格 (税抜き)」×助成率 (2/3以内)

ウ リース料助成額は，事業対象期間内に利用者 (農業者等) が，支払うリース料額を超えないものとする。

第4 交付の条件

要綱第5条第1項 (3) の規定により付する条件は，次の全てを満たすものとする。

(1) 県が整備した RTK 基地局を5年以上利用すること。

(2) 県が行うアグリテック推進のための調査分析に協力すること (作業時間，収支等に関する資料提供等)。

(3) 県のスマート農業推進ネットワーク (会費無料) の会員であること，または会員になること。